

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
倉敷市	真備ぶどう生産組合	令和3年3月25日	令和5年3月23日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

小規模経営の兼業農家が多いうえに、高齢化による栽培規模の縮小に伴い、産地としての出荷量が減少傾向にある。  
新規就農者は増加しているが、栽培技術習得と経営確立が求められている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

若手農家を中心とした担い手班を中心経営体として位置付け、園地の集約を図るほか、新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

新規就農者の受け入れ

園地利用の意向把握や利用の検討に合わせ、入植予定地の確保に取り組むなど受け入れ態勢の強化を図り、継続的な研修生の受け入れを行う。

5 中心経営体

別紙のとおり